

議会報告会での意見・要望等  
(類似のものは集約)

行政視察に関する意見・要望

- ・年間の視察予算はいくらなのか。視察に使うお金があれば、もっと市民の声や要望に真摯に答えるものに使ってほしい。【駿馬】
- ・視察の行き先が、北海道など遠いところも多いが、近くにもいいところがあるのではないかと。どうやって場所を決めるのか。参考となるような事業を近場で探して、視察経費削減をすべきではないか。【労福、吉野、総福】
- ・平成23年度は行政視察の報告がホームページでアップされている。平成22年度はなぜアップされていないのか。不信感を感じてしまう。【総福】
- ・視察は、市政に反映されているのか。【総福】

今回、議会報告会に参加された市民の皆さんからは、議員の行政視察に対して、様々なご意見・ご要望をいただきました。

行政視察は、先進自治体の取り組みを実際に調査することができ、また、担当者から貴重な情報を得ることができるなど、市政の監視機能の強化や政策提言能力の向上のために、議会としての重要な活動であると認識しております。

市議会といたしましては、これまで以上に、視察先の選定理由を明確にするとともに視察前の勉強会なども行い、そして視察で得た知識や情報等をきちんと取りまとめ議員間での共有化を図り、その後、本会議での質疑質問戦や委員会審査の場などで活用していくことが重要と考えております。

また、これまで、行政視察終了後に復命書を作成して議長宛に提出していましたが、議会改革の一環として、23年度からは、様式を統一した行政視察報告書を作成し、市のホームページで市民の皆さんにも公開するようにしております。今後も公開を続け、議会活動の紹介に努めてまいります。

また、視察に係る経費面についてのお尋ねがございました。行政視察は、各委員会と各会派ごとに実施しており、年間、各委員会は議員一人当たり15万円以内、各会派は議員一人当たり10万円以内の予算を確保しています。あくまでこれは限度額であり、22年度の常任委員会での議員一人当たりの実績額としては約6万2千円、会派は約7万6千円となっております。

なお、行政視察は必要に応じて実施することにしており、22年度は議会改革特別委員会と議会運営委員会の行政視察は行いませんでした。23年度も行わない予定です。

## 議会報告会に関する意見・要望

- ・ 10月は行事が多く地域が一番忙しい時期である。意見をよく聞いて開催の時期を検討してほしい。【三川、勝立、労福】
- ・ 参加者が少ない。多くの市民が参加しやすいような工夫を図るとともに、もっとPRをすべきである。【勝立、労福、手鎌】
- ・ 時間が足りない。意見交換の時間を増やせば、建設的な意見も出るのではないか。【勝立、三池】
- ・ 議会報告会ではなく名称を議会懇談会にしてはどうか。【手鎌】
- ・ 一人の議員が答弁するのではなく、多くの議員の発言も聞いてみたかった。また、回答する場合は、具体的にしてほしい。皆さんの意見に耳を傾けますといった回答で済まされ残念だ。【吉野、手鎌】
- ・ 報告の内容は、市民の声が反映されるべき題材などを取り入れるべきではないか。【手鎌】
- ・ 今回出された意見要望はどのような形で反映するのか。また、その結果はどのように報告するのか。【労福、吉野】
- ・ 年に数回は開催してほしい。【吉野】
- ・ 年1回、大きな会場で議員全員が一堂に会しての報告会をしてほしい。【三池】
- ・ 司会進行系の補足の答弁は無用である。必要な場合は、簡単にすべき。【吉野】
- ・ 質問に対する答弁は、市民が理解できるように配慮してほしい。【吉野】
- ・ 今回の資料で、事業に対して本会議で出された意見等については、世論操作をするような作成の仕方をするべきではない。【三川】
- ・ 報告会でのアンケート調査で、世界遺産登録推進の賛否について求めてはどうか。【三川】

今回、議会報告会に参加された市民の皆さんからは、議会報告会自体に対しても様々なご意見・ご要望をいただきました。

### <開催時期や開催回数等について>

今回は議会報告会を10月に実施したため、秋の地域行事との重複をご指摘いただきました。

24年度は、地域のご都合なども事前にお伺いした上で、休日開催も含めて開催時期を決定してまいりたいと考えております。

また、市内8会場で19時から1時間30分間の時間帯で開催しました。(三池地区公民館は休日10時から開催)私ども議員の感想としては、概ね妥当な開催

回数と時間であったと考えております。もし時間が足りなくなった場合は、時間延長をするなど、臨機応変に取り組みたいと考えております。

なお、当面は、開催回数は年に1度8会場を基本に内容の充実に努めてまいりたいと考えておりますが、市政の重大課題が生じた場合などは、臨時に議会報告会を実施したいと考えております。

#### < 広報・周知について >

議会報告会の広報・周知不足を指摘する意見が寄せられました。

今後も広報紙やホームページ等を使ったPRを継続するとともに、これまで以上に地域に議会報告会の趣旨説明を行うなどして、広報・周知に努めてまいります。

また、口コミでの周知が有効との指摘もあることから、その手法についても検討してまいります。

#### < 議会報告会で出された意見・要望の取り扱いについて >

今回いただいた意見・要望につきましては、内容別に分類を行い、議会活動の参考にすることはもちろん、市当局に関係するものは全て市長に伝えるとともに、必要に応じて、議会からの市長への要望事項として取り扱うことにしております。

今回、特に多かった「世界遺産登録推進事業」への意見・要望につきましては、これをもとに市議会総務委員会を中心に論議を行い、その後、12月の市議会定例会で、「世界遺産登録推進関連事業に関する決議」という形をとって市長へ要望を行っております。

#### < 議会報告会の運営や名称について >

今回の議会報告会は、事前にリハーサルを行い、議員が司会進行係や答弁係など役割分担を行いながら実施しました。議会報告会という初めての試みでもあり、不慣れな点もあったかと存じております。

24年度の議会報告会に向けて、今回いただいた意見を参考にして、より良い運営に努めてまいりたいと考えています。

また、議会報告会の名称につきましては、以前にも議会懇談会が良いのではないかといったご意見がございました。この点につきましては、議会基本条例制定時に検討した経過があり、その時には、議会としてテーマを設定・報告し、その後意見交換を行うスタイルのため、議会報告会という名称の方がふさわしいと

いう考えに落ち着きました。名称の変更については、大きく議会報告会の中身を変更する場合に検討したいと考えております。

## 議会の運営に関する意見・要望

- ・議会の休日開催や夜間開催を検討すべきではないか。【勝立】
- ・議会を傍聴してわかりにくいので、傍聴者の質問を受け付けることが出来ないか検討してほしい。【労福】
- ・反問権があるが、1人も反問権を使う者はなかった。その点をどう考えるか。【手鎌】
- ・代表質問45分ということだが、短いのではないか。これから長くしていくのか。【総福】

議会の運営につきまして、様々なご意見・ご要望をいただきました。

議会の休日や夜間の開催については、ひとつの手法として、いくつかの議会で実施されております。

一方で、21年度に実施した市民アンケートでは、休日議会や夜間議会に取り組むべきといった項目に回答した割合は14.4%（10項目のうち3つまで回答可能な質問）であり、割合としては低い項目となっております。また、インターネットで本会議の生中継と録画中継を行っていることもあり、当面は現在のやり方を継続することとし、今後の市民の皆様のご意向などを見極めてまいりたいと考えております。

また、議場では、傍聴される方からの発言は禁じられておりますが、いただきました意見・要望の趣旨は、質疑質問とそれに対する答弁がわかりづらい時もあるので、きちんと理解したいということだと思われまます。

議員が質疑質問する場合は、専門用語が多い質問事項については、質問の中で簡単な用語の説明を行うなどして、これまで以上に市民傍聴を意識した質問に心掛けていきたいと考えております。また、答弁側の市当局にも協力をお願いしてまいります。

反問権につきましては、数例の実績がございますが、より良い議会審議のために、反問権の行使側である市長等に、これまで以上に活用されるよう伝えて参りたいと考えます。

質疑質問の時間制限については、代表質問45分、一般質問35分、いずれも当局答弁時間は含まずとなっております。このように定めて約1年が経過し、全体として一定の評価もあるため、今のところ、現在のやり方を継続したいと考えております。

## 広報啓発に関する意見・要望

- ・ 筑後市では図書館で議会を中継している。公民館などで中継して欲しい。【手鎌】
- ・ 市議会だよりは2色刷りになって非常に読みやすく、親しみやすくなった。視覚障害者も読めるように、音訳などできないか。【駿馬】

議会としての広報・啓発に関するご意見・ご要望をいただきました。

公民館等での議会中継につきましては、一定の初期投資と閉会中も運営経費が発生すること、また、中継場所や管理体制面についての検討が必要であることなど、費用対効果の面を含めた精査が必要と考えます。

当面は、現在のインターネットでの議会中継の継続・充実に努めてまいりたいと考えます。

なお、市役所北別館1階に備え付けのテレビでは、本会議の生中継をごらんいただくことができます。議場の傍聴席まではエレベーターがなく階段となっておりますので、北別館1階のテレビでの傍聴についてもご利用ください。

また、市議会だよりについては、24年度からは表紙と裏表紙のカラー化を目指しておりまして、一層の紙面の充実に取り組んでまいります。

また、議会だよりの音訳については、障害者向けの市の事業の一つに取り入れることができないか、市の担当課と調整したいと考えております。

## その他

- ・ 議会基本条例の前文や目的に「憲法を守る」という記述や精神が全く見られない。改正してでも取り入れてほしい。【三池】
- ・ 図書室は市民が自由に利用したり、議会の情報を公開したり、議員が積極的に活用するなど有効な活用をしてほしい。【三池】

条例文の中に「憲法」という文言はありませんが、憲法遵守は地方議会として当然であると認識しております。文言として入れるのかどうかについては、議会基本条例の改正の折に検討したいと考えております。

また、図書室の市民利用は、設置場所や管理上の関係から、利用は議員に限定しております。

なお、議員多目的室という部屋を設置しておりまして、この部屋の充実を図るとともに、市民への議会情報提供の場として利・活用を図ることを検討してまいります。